

隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達を次のように定める。

昭和37年10月28日

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

隊員の勤務時間及び休暇の細部取扱いに関する達

改正	昭和38年8月14日達第12246号	昭和40年7月28日達第12256号
	昭和53年1月13日達第122108号	昭和57年4月30日達第122119号
	昭和58年4月1日達第2491号	昭和60年9月5日達第2492号
	昭和61年1月31日達第2493号	昭和61年7月2日達第2494号
	昭和62年3月2日達第2495号	平成元年1月19日達第2496号
	平成元年2月10日達第122127号	平成3年9月30日達第2497号
	平成4年4月22日達第2498号	平成7年4月6日達第2499号
	平成9年1月17日達第122132号	平成10年3月20日達第122135号
	平成11年3月25日達第122150号	平成12年10月31日達第24910号
	平成13年3月27日達第122168号	平成16年3月29日達第122191号
	平成17年3月24日達第122194号	平成19年1月9日達第122215号
	平成19年3月27日達第122218号	平成20年7月10日達第24911号
	平成21年3月30日達第122232号	平成22年3月23日達第122241号
	平成22年6月30日達第122245号	平成30年3月27日達第122292号
	平成31年4月19日達第122302号	令和3年3月26日達第24912号

(目的)

第1条 この達は、自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第65号。以下「自衛官の訓令」という。)第19条、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第43号。以下「事務官等の訓令」という。)第13条及び自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令(平成22年防衛省訓令第26号)。以下「自衛官候補生の訓令」という。)第11条の規定に基づき、隊員の勤務時間及び休暇の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間の統一)

第2条 事務官等の訓令第13条の規定による陸上自衛隊の部隊等に勤務する事務官等(非常勤の隊員を除く。以下同じ。)の勤務時間の割振り及び自衛官候補生の訓令第2条第2項の規定による陸上自衛隊の部隊等に勤務する自衛官候補生の勤務時間の割振りは、その者が勤務する部隊等における自衛官に係る自衛官の訓令第4条に規定する日課の例によるものとする。

(自衛官以外の隊員の勤務時間の特例)

第3条 所属長は、隊務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある自衛官以外の隊員について、前条の規定により難しいと認める場合には、休養日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 所属長は、前項の規定により別に定める場合には、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第44条第10項によるものとする。

(交替制勤務者等の勤務時間管理)

第3条の2 自衛官の訓令第9条に規定する通常の日課によらないで別に日課を定めて勤務させる自衛官(以下「交替制勤務者等」という。)の勤務時間は、1週間当た

り 38 時間 45 分とし、交替制等の勤務（交替制の勤務及び変則の勤務をいう。以下同じ。）を命ずる部隊等の長が日課により定めるものとする。

- 2 交替制等の勤務を命ずる部隊等の長は、交替制等の勤務の態様及び内容に応じて休養日及び勤務時間の割振りを定めることができる。この場合において、交替制等の勤務を命ずる部隊等の長は、4 週間ごとの期間について休養日及び勤務時間の割振りを定め、当該期間内に 8 日の休養日を設けなければならない。
- 3 前項後段の場合において、休養日を 4 週間につき 8 日とすることが困難であると認められる者については、休養日が毎 4 週間につき 4 日以上となるようにする場合に限り、前項の規定にかかわらず、陸上幕僚長の承認を得て、52 週間を超えない範囲内で定める期間ごとに休養日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。
- 4 前 3 項に規定する交替制等の勤務を命ずる部隊等の長は、別表の右欄に掲げる交替制等の勤務の対象者についてそれぞれ左欄に定める者とする。

（所属長）

第 4 条 自衛官の訓令第 12 条、事務官等の訓令第 2 条の 2 第 1 項及び自衛官候補生の訓令第 2 条第 3 項に規定する所属長は、中隊及びその他隷下に編制上の単位部隊を有しない部隊等の長とする。ただし、陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部、旅団司令部、学校、教育訓練研究本部、補給統制本部、補給処及び病院の部、官、課（部内の課を除く。以下同じ。）科、室若しくは班又はこれらに準ずる部署に勤務する隊員にあっては、部、官、課、科、室若しくは班の長又はこれらに準ずる者（以下「部官課科室班長等」という。）のうち、直属の上司で最も近い者とし、所属長たる部隊等の長又は部官課科室班長等と駐屯地を異にして所在する幹部自衛官を長とする部隊等に勤務する隊員にあっては、当該部隊等の長とする。

- 2 臨時勤務、入校及び教育入隊（以下「臨時勤務等」という。）中の隊員の所属長は、臨時勤務等先の部隊等の長とする。この場合において、前項ただし書の規定は、これらの隊員について準用する。
- 3 前 2 項に規定する所属長たる隊員の所属長は、それぞれの直属の上司（陸上総隊司令官、方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長にあっては、陸上幕僚長）とする。

（指定部課長）

第 5 条 事務官等の訓令第 8 条第 1 項に規定する指定部課長は、前条に規定する所属長とする。

（休暇の請求手続等）

第 6 条 休暇の請求及び整理は、別に定める休暇簿によるものとする。ただし、自衛隊法施行規則第 51 条及び自衛官候補生の居住場所に関する訓令（平成 22 年防衛省訓令第 27 号）第 1 条の規定により営舎内居住すべき隊員の休暇の請求は、別紙第 2 を使用することができる。この場合において、所属長が駐屯地を異にしているときは、別紙第 2 又は電話・電報により承認を受けることができる。

- 2 自衛官の訓令第 17 条に規定する休暇証の様式は、別紙第 3 のとおりとする。

第 7 条 削除

附 則

- 1 この達は、昭和 37 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 陸上自衛隊服務細則（陸上自衛隊達第 24 5 号）の一部を次のように改正する。
（次のように略）

附 則（昭和 38 年 8 月 14 日陸上自衛隊達第 122 46 号）

この達は、昭和 38 年 8 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 40 年 7 月 28 日陸上自衛隊達第 122 56 号）

この達は、昭和 40 年 8 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 1 月 13 日陸上自衛隊達第 122 108 号）

この達は、昭和 53 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122 119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 58 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 24 9 1 号）

この達は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 9 月 5 日陸上自衛隊達第 24 9 2 号）

この達は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 1 月 31 日陸上自衛隊達第 24 9 3 号）

- 1 この達は、昭和 61 年 1 月 31 日から施行する。
- 2 当分の間、休暇にかかわる申請は、請求と読み替えるものとし、自衛官にあっては第 6 条の休暇申請書及び第 7 条の休暇台帳をもって、事務官等にあっては第 6 条の休暇申請書及び防衛庁職員給与簿規則（防衛庁訓令第 12 号 30. 2.23）第 2 条による出勤簿をもって、自衛官の訓令第 16 条及び事務官等の訓令第 12 条の「休暇を記録する書類」とみなす。

附 則（昭和 61 年 7 月 2 日陸上自衛隊達第 24 9 4 号）

この達は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。ただし、自衛官の休暇の請求及び整理については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、昭和 62 年 4 月 1 日から適用するものとし、それまでの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和 62 年 3 月 2 日陸上自衛隊達第 24 9 5 号）

この達は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 1 月 19 日陸上自衛隊達第 24 9 6 号）

この達は、平成元年 1 月 19 日から施行し、昭和 64 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122 127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 3 年 9 月 30 日陸上自衛隊達第 24 9 7 号）

この達は、平成 3 年 10 月 20 日から施行する。

附 則（平成 4 年 4 月 22 日陸上自衛隊達第 24 9 8 号）（抄）

この達は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 4 月 6 日陸上自衛隊達第 24 9 9 号）

この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 1 月 17 日陸上自衛隊達第 122 132 号）

この達は、平成 9 年 1 月 20 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122 135 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122 150 号）

この達は、平成 11 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 12 年 10 月 31 日陸上自衛隊達第 24 9 10 号）

この達は、平成 12 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122 168 号）

この達は、平成 13 年 3 月 27 日から施行する。(ただし書略)

附 則(平成 16 年 3 月 29 日陸上自衛隊達第 122 191 号)

この達は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122 194 号)

この達は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122 215 号)

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122 218 号)

1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に保有している旧様式の利用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則(平成 20 年 7 月 10 日陸上自衛隊達第 24 9 11 号)

この達は、平成 20 年 7 月 10 日から施行し、同年 3 月 26 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122 232 号)

この達は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122 241 号)

この達は、平成 22 年 3 月 26 日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122 245 号)

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122 302 号)

1 この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

2 この達施行の際、現に保有する旧様式の利用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日陸上自衛隊達第 24 9 12 号)

1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

別表（第3条の2関係）

交替制等の勤務を命ずる部隊等の長	交替制等の勤務の対象者
陸上幕僚長 陸上総隊司令官 方面総監	運用室勤務者のうち交替制の勤務に従事する者
中央基地システム通信隊長 通信保全監査隊長 方面システム通信群長 方面通信群長	基地システム通信部隊等勤務者のうち交替制の勤務に従事する者
中央管制気象隊長 方面航空隊長 第15旅団長	管制気象隊等勤務者のうち交替制の勤務に従事する者
沿岸監視隊長	沿岸監視隊勤務者のうち交替制の勤務に従事する者
駐屯地業務隊長(駐屯地業務を行う部隊等の長を含む。)	駐屯地業務隊等勤務者のうち交替制の勤務又は変則の勤務に従事する者
駐屯地司令	駐屯地等勤務者のうち交替制の勤務又は変則の勤務に従事する者
自衛隊中央病院長 自衛隊病院長	病院勤務者のうち交替制の勤務又は変則の勤務に従事する者
第15旅団長	第15飛行隊勤務者のうち交替制の勤務又は変則の勤務に従事する者
中央情報隊長	中央情報隊勤務者のうち交替制の勤務に従事する者
サイバー防護隊長	サイバー防護隊勤務者のうち交替制の勤務に従事する者

年次・特別・病気休暇請求書

所属部隊等名

階 級

氏 名

私は下記のとおり休暇を請求いたします。

記

- 1 期間 令和 年 月 日 時から
令和 年 月 日 時まで
- 2 上記のうち年次休暇に計算される日数 日
- 3 理 由
- 4 休暇をとりうる日数 日
- 5 休暇中の所在地（電話番号）
令和 年 月 日 所属長 殿

休 暇 証

所属部隊等名
階 級
氏 名

上記の者に対して下記のとおり休暇を承認する。

記

出発月日 令和 年 月 日 時

帰隊月日 令和 年 月 日 時

休暇中の所在地

令和 年 月 日

所属長